

2020年11月4日  
関西電力株式会社

高浜1, 2号機 重大事故等訓練等の実施スケジュールについて

1. 経緯

- ・2020年8月18日の面談において、高浜1, 2号機の重大事故等訓練及び大規模損壊訓練の実施予定を以下のとおりご説明しました。(添付1参照)  
高浜1, 2の重大事故等訓練を[ ]で調整中であること  
高浜1～4の大規模損壊訓練を[ ]で調整中であること
- ・2020年9月4日に重大事故等訓練のシナリオ評価(及びその後の訓練)は保安規定が施行されてからでなければ実施不可とのご連絡をいただきました。
- ・この時点で、上記面談で提示したスケジュールの見直しが必要になったことを速やかにご連絡すべきでした。

2. 対応

- ・高浜1, 2号機の重大事故等訓練及び大規模損壊訓練の実施時期については、見直すこととします。
- ・具体的な時期については、高浜1, 2号機の新規制基準適合に係る保安規定審査状況(添付2参照)や訓練に係る設備の準備状況等を踏まえ調整させて頂きたく考えております。

以上

(添付資料)

1. 2020年8月18日面談資料「美浜3号機および高浜1～4号機 教育訓練の準備状況について」(抜粋)
2. 高浜1, 2号機の新規制基準適合に係る保安規定審査状況  
(2020年10月29日審査会合資料)

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

# 高浜1～4号機 新規制基準適合および特重施設の導入に伴う教育訓練の準備状況

4

実施スケジュール（予定）  
■ : 1, 2号炉 ■ : 3, 4号炉 (1巡目) ■ : 3, 4号炉 (2巡目)

実施する訓練	
力量の付与のための教育訓練	
①	【個別訓練】 手順制定後、対象要員に個別訓練を実施する。
③	
⑤	
②	【妥当性確認（3・4号機同時発災想定）】 個別訓練を完了した要員から代表班を選出し、力量の付与方法の妥当性確認を実施する。 妥当性確認完了後は、結果を取り纏め力量認定する。
④	
⑥	

<p>・高浜1, 2号機</p> <p>○個別訓練（SA、大規模）の手順制定状況 手順書は作成済みであり、社内標準に今後規定予定。</p> <p>○個別訓練（SA、大規模）のスケジュール 【期限：妥当性確認実施迄】 ①③訓練を2019年11月～2020年5月にかけて実施済み</p> <p>○SA訓練実施スケジュール 【期限：高浜1号炉 3号検査完了迄】 ②訓練を [ ] で調整中</p> <p>○大規模損壊訓練実施スケジュール 【期限：高浜1号炉 3号検査完了迄】 ⑥訓練を3,4号炉と合わせて [ ] で調整中</p>	<p>・高浜3, 4号機</p> <p>○個別訓練①③⑤の手順制定状況 手順書は作成済みであり、社内標準に今後規定予定。</p> <p>○個別訓練①③⑤実施スケジュール 8月24日以降、順次実施予定。 10月上旬以降も期中異動等の追加要員に対して引き続き訓練を実施予定。</p> <p>○①③⑤で使用する特重設備の設置状況 [ ] の手動開閉装置が8月中旬に設置される予定であり、設置後に訓練を実施予定。 その他の設備については概ね設置済み。</p> <p>○SA訓練 + 特重訓練実施スケジュール 【期限：（SA訓練）高浜1号炉 3号検査完了迄、（特重訓練）3号炉燃料装荷迄】 SA訓練と②訓練を合わせて [ ] で調整中</p> <p>○大規模損壊 + 特重訓練実施スケジュール 【期限：（大規模損壊）1号炉 3号検査完了迄、（特重訓練）3号炉燃料装荷迄】 ⑥訓練を1,2号炉と合わせて [ ] で調整中 ④訓練は3, 4号炉を対象に [ ] 実施で調整中</p> <p>○大規模損壊 + 特重訓練シナリオ作成状況について 大規模損壊シナリオの案は作成済み。 特重訓練についても実施内容を整理中。</p>
--	--

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

添付 1



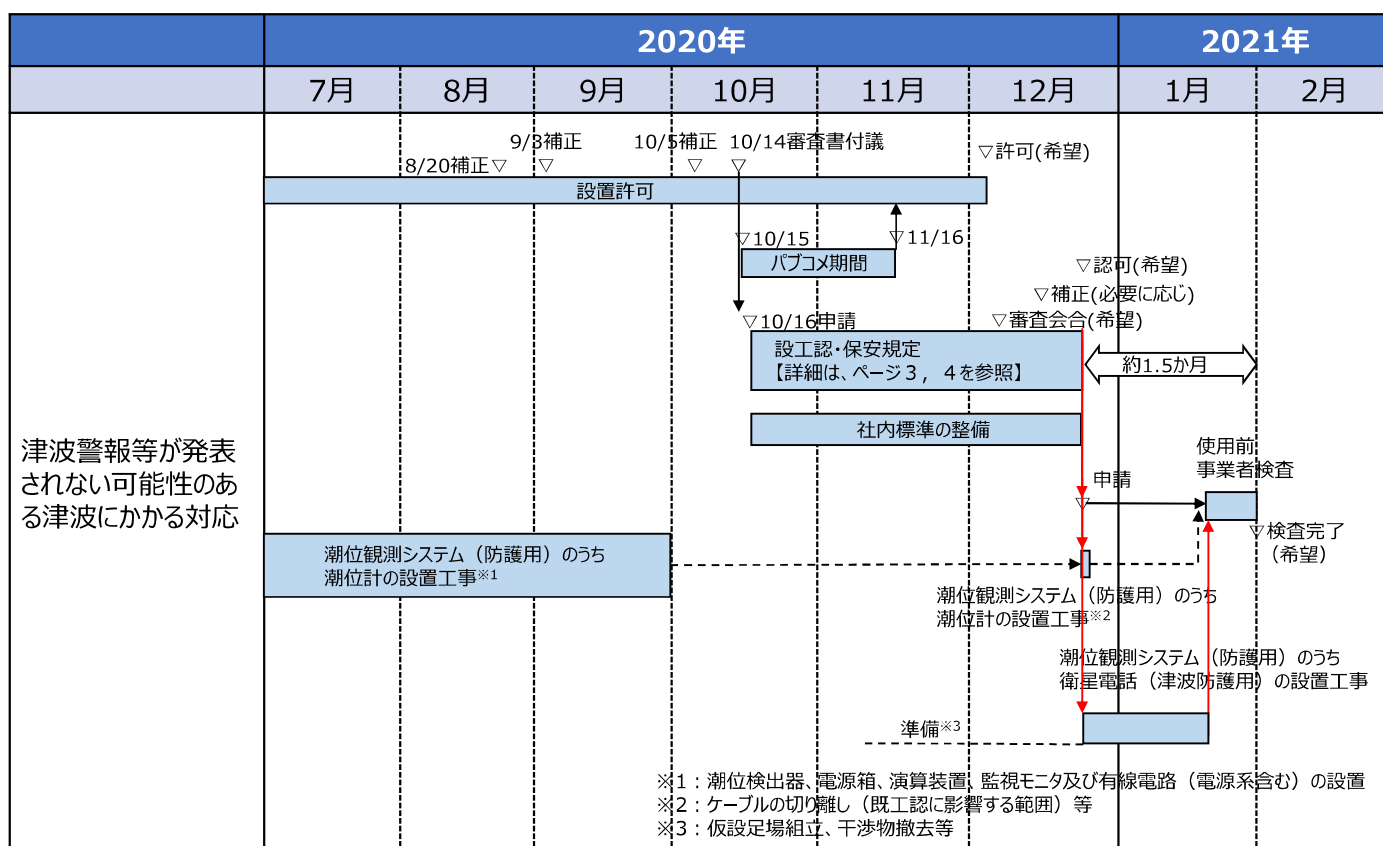
## 高浜発電所の津波警報等が発表されない可能性のある津波へ対応するために必要な期間について

2020年10月29日  
関西電力株式会社

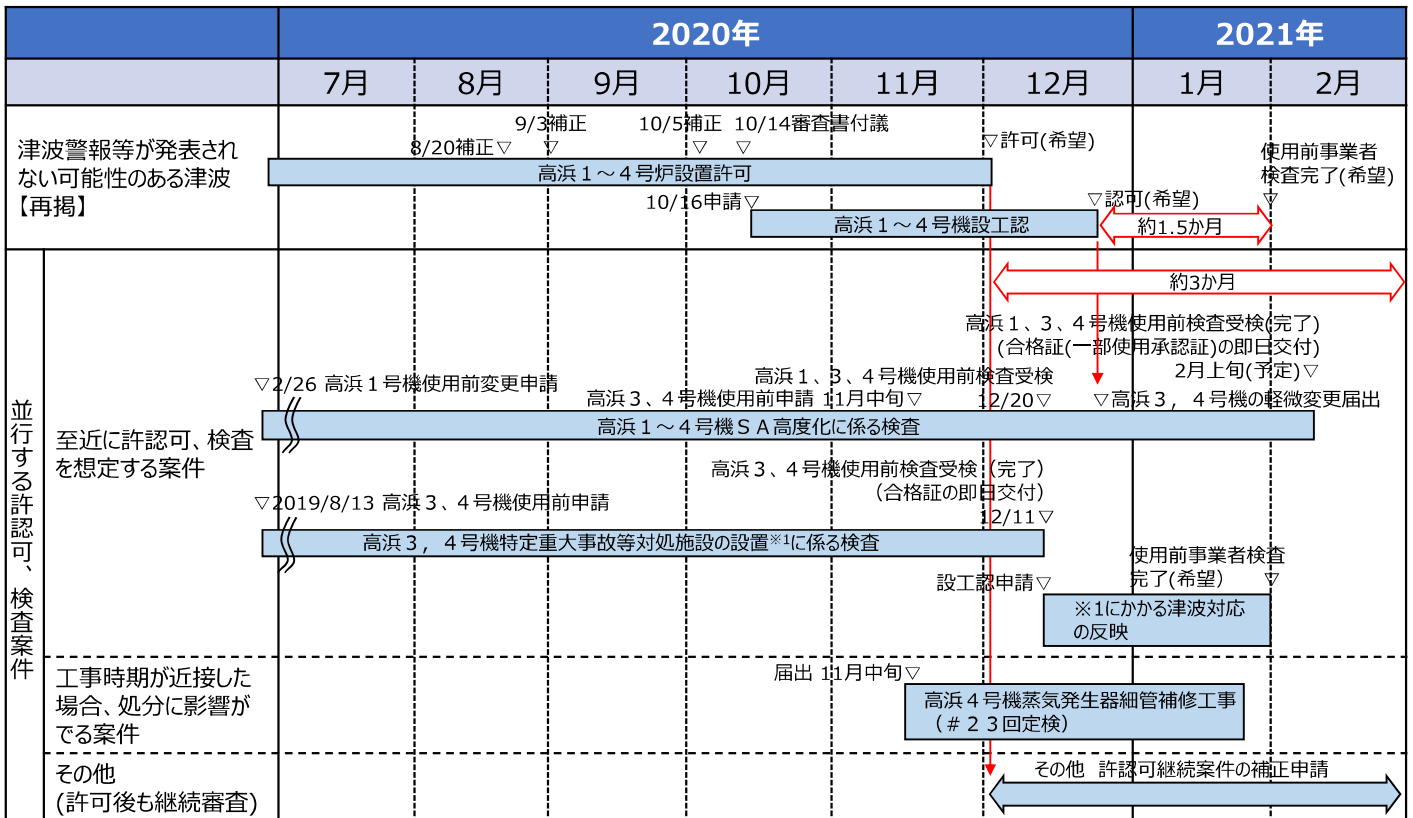
### 高浜発電所 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応の希望工程

1

- 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応として、これまでのご審査を踏まえ、12月上旬の設置許可処分、12月下旬の設工認、保安規定の認可処分を希望。
- 認可後の対策工事を速やかに行い、使用前事業者検査の完了までに要する期間は、1.5か月の見通し。



- 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応と並行する審査、検査や処分中の案件は、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応の設置許可処分を受け、基本設計方針の反映など、行政文書としての整合を図る必要がある。
- これらのうち、既認可に従って使用前検査等が進む予定の案件は、一旦、既認可に従い処分を頂き、その後、行政文書としての整合を図ることとし、それ以外の案件は速やかに補正申請を行いたい。
- 一連の対応には、2021年2月下旬まで要すると考えており、これを、今回の新知見の反映を完了させるべき期限として頂きたい。



【参考】設工認 ご説明スケジュール (案)

- 2020年10月16日に申請した設工認の「津波警報等が発表されない可能性がある津波への対応」に係るご説明スケジュール (案) は以下の通り。

		10月	11月	12月	1月
<b>審査会合他</b>				◇審査会合 補正(必要に応じ) ▽最終認可希望 (2020.12/E)	
実績 (白抜は予定) ◆審査会合 ▼ヒアリング ■図書提出 (必要に応じてヒア)			■(10/16)申請		
申請資料	申請の概要		▽		
	本文	■		<ul style="list-style-type: none"> <li>・潮位観測システム(防護用)の設計</li> <li>・詳細設計の条件下で作成する入力津波の評価</li> <li>・一般車両の漂流物評価</li> </ul>	
	資料 1	■			
	資料 2	■			
	資料 6 *	■			
	資料 1 0 *	■			
	資料 1 3 *	■			
	資料 3 1 *	■			
資料 4 8 *	■			潮位観測システム(防護用)の設計	

※：1, 2号機の資料番号を代表で記載。3, 4号機については、資料6を資料3、資料10を資料4、資料13を資料5、資料31を資料7、資料48を資料6と読み替える。

- 高浜発電所の新規制基準適合性に係る原子炉施設保安規定変更認可申請については、2019年7月31日に申請を行い、審査を進めて頂いている。
- 2020年10月16日の補正申請で追加した「津波警報等が発表されない可能性がある津波への対応」に係るご説明スケジュール（案）は以下の通り。

		10月	11月	12月	1月	
<b>審査会合他</b>				◇審査会合 補正(必要に応じ) ▽ 最終認可希望 ▽ (2020.12/E)		
実績（白抜は予定） ◆審査会合 ▼ヒアリング ■図書提出（必要に応じてヒア）		■(10/16)申請				
審査資料	申請の概要	■ ▼				
	審査基準比較	保安規定審査基準の要求事項に対する 保安規定記載方針をご説明	■			
	補足説明資料※	潮位観測システム（防護用）に係る補足	■	▽	必要に応じて追加のご説明	
		取水路及び取水路防潮ゲートの保全計画に係る保守作業(89条)に関する補足	■	▽		
		保安規定添付2の記載内容に関する補足	■	▽		
		津波警報等が発表されない可能性がある津波発生時の情報連絡に関する補足	■ □	▽		
	LCO,AOT,SR説明	保安規定68条の2（津波防護施設）の 運転上の制限等を説明	■	▽		
	上流文書との比較 （設置許可）	設置許可との整合についてご説明	■			
上流文書との比較 （設工認）	設工認との整合についてご説明	■				

※：審査内容を踏まえて必要に応じて追加する。